

ヘーゲルの所有論

今村 健一郎

社会科教育講座（哲学）

Hegel on Property

Kenichiro IMAMURA

*Department of Social Studies (Philosophy), Aichi University of Education,
Kariya 448-8542, Japan*

序

本論はヘーゲルが『法哲学』で展開する所有論の検討を試みる。『法哲学』は「意志が自由であるということ、そして意志と自由とは何であるかということ」を「全体との関連において」演繹すること意図しており (§4, *Anm.*)、その試みは自由意志の発展過程の叙述という体裁をとる。所有論はその出発点に位置する。ヘーゲル所有論の第一テーゼはく自由意志は所有において現実化される>であり、所有における現実化が自由意志の展開の第一歩となる (§45)。

『法哲学』での所有論の主要部分は、第1部第1章「所有」 (§41-71)である。しかし本論の検討範囲は、その全体には及ばず、総論とそれに続く「占有取得」から成る前半部分のみにかぎられる (§41-58)。物件の使用や所有の放棄が論じられる後半部分の検討は次回以降に委ねることにしたい。

本論の構成を予告しておこう。第1章では所有主体としての自由意志が人格であること、そして「意志の置き入れ」による所有が、意志ある人格の意志なき物件に対する優越を根拠とすることを示す。第2章では所有における対象の個体化と、その基礎にある自然認識における対象の個体化を考察し、所有と自然認識の双方において、個体化の原理が主体である精神の側に存することを示す。第3章では所有の発生である占有取得を検討し、「形づくり」こそが、所有を自由意志の現実化と意義づけるヘーゲル所有論に適った占有取得の方法であることを示す。第4章ではヘーゲルの身体所有論を検討する。身体所有を説くことは矛盾である。ヘーゲルはこの矛盾をあえて受け入れるのだが、それにより、物心二元論に立脚する彼の所有論はその綻びを露わにする。

第1章 自由意志の現実化としての所有

第1節 所有主体としての人格

『法哲学』の主人公は自由意志である。ヘーゲルの所有論では、その自由意志が一個の人格として所有へと赴き、所有を担うことになる。

「この対自的に自由な意志という普遍性は形式的な普遍性であり、自己意識的で、それ以外には、その個別性において、自分自身に対する無内容で単純な関係である。一主体はそのかぎりにおいて人格である。人格性のうちには以下のことが存する。すなわち、私はこのものとしてあらゆる側面に照らして（内面的な恣意、衝動、欲望において、ならびに直接的で外面的な現存在に照らして）規定されており、そして、有限だが、しかしまったく純粋な私自身への関係であるということ、そして、その有限性において、私は自分をそのように無限で普遍的で自由なものとして知るということが存するのである。」 (§35)

このように、ヘーゲルはまず、人格が自らを自由なものと意識する自由意志であるということ、しかしながら、その自由は未だ自己以外との関係を知らない無内容で空虚な自由であるということ指摘する。それと共に、人格はその内面性においても、外面における具体的なあり方においても、規定されており個別的であるということを指摘する。平たく言えば、人格とは、自らを自由な存在として意識し、内面的にも外面的にも一定の特徴を備えている個人である。しかしその自由は、いわば人が子供の頃にしばしば抱く万能感、未だ何者でもない子供だけがもちうる万能感にも似た空虚な自由でしかない。それゆえ、未だ空虚な自由意志でしかない人格は、主体として自然に対峙し、自らに現実性を与えねばならない。

「人格という決定する直接的な個別性は、目の前にある自然に対して振る舞うのだが、それによって意志の人格性は主体的なものとして自然に対峙する。しかしそれは、自らのうちで無限で普遍的であるものとしては、単に主体的であるという制限であり、矛盾しており、無価値である。人格性は、自然を廃棄し、自らに現実性を与える能動的なものであり、あるいは同じことだが、かの[自然の]現存在を自分自身のものとして定立する能動的なものである。」 (§39)

人格は自らの自由意志を外界において現実化しなくてはならない。そのために、人格は主体として自然と対峙するのだが、無論その現実化は、傍観者然として自然を自然のままにしておくことでは果たしえない。その主体性は、ありのままの自然を廃棄し、それを自分の意のままにする能動性を有していなくてはならない。所有とは物を全面的かつ排他的に支配する権利であり、平たく言えばそれは、物を意のままにできる（してよい）ということなのだから、自由意志の外界における現実化は、まずは所有において果たされる。

第2節 物件の専有

では、人格が外界の事物に所有を獲得すること（＝専有）は、どのようにして果たされるのであろうか¹。

「人格は、自分の実質的な目的のために、どんな物件(Sache)の中にも自分の意志を置く権利をもっており、それによって物件は私のもものとなる。というのも、物件はそのよう

なもの[目的]を自分自身のうちにもっておらず、その規定と魂に私の意志を受け取るからである。—これが全ての物件に対する人間の絶対的専有権である。」 (§44)

人格は、意志をもたない物件に自分の意志を置き入れることで、その物件を自分の所有物として獲得する—これがヘーゲルの答えである。意志あるものは意志なきものに優越する。この意志における優位性が、人格による物件の所有へと反映される²。このことから、すでに他の人格の意志が置かれている物件は専有対象になりえないということが直ちに導かれる (§50)。なお「物件に意志を置き入れる」という表現は、ロック所有論における著名な「労働の混合」と同様の比喩である。「意志の置き入れ」の比喩に対する妥当な解釈は、ウォルドロンによって以下のように与えられている。

「ヘーゲルの説明において重要なのは、意志の主体性と世界の諸対象の知覚される外在性が橋渡しされているということである。主体が世界において労働を加えるとき、彼の意志は、彼の労働の外的対象への言及なしには、理解あるいは説明できないものである。そして、それらの対象は、ひとたび働きかけられたならば、彼の意志の働きへの言及なしには、そのある側面が理解あるいは説明できないものである。」 (Waldron [1988], pp. 364-5)

ある者が飲用に供するために川から水瓶に水を汲むという単純な労働を例にとるならば、この労働における彼の意図は「飲用のために川の水を水瓶に汲むこと」である。この意図には労働の対象である水への言及が含まれる。そして、この労働の成果である水瓶の水は「彼が飲用のために汲んだ」ものであり、そこには彼の意図への言及が含まれている。一般に行為は行為者の意図を指示することで十全に理解ないし説明される。そして、その行為がある対象へと向かう行為であるならば、その意図の内容はその対象を当然に含んでいる。「物件に意志を置き入れる」という表現は、ある特定の専有行為における意志の内容にはその専有対象が含まれているという当然のことを述べているにすぎない。重要なのはあくまでも意志ある人格の意志なき物件に対する優越性であり、それが所有の根拠となる。ヘーゲルが「意志の置き入れ」の形態として挙げるのは、後に第3章で述べるように、身体的獲得・形づくり・標識の付与である。どの形態をとるにせよ、専有対象の範囲の確定が問題となるのだが、ヘーゲルはその確定を実定法に委ねている (§55, *Anm.*)。

第2章 物件の個別化・個体化

第1節 所有における個別化・個体化

すでに §44 で示されていたように、ヘーゲルにおいて、所有の対象は「物件」である。一般に所有権とは物件の排他的支配権である。そして排他性は明確な境界を要求する。よって物件は明確な境界を有する一個のモノでなくてはならない。しかるに、人格が所有の獲得へと向かう先である自然—ヘーゲルはそれを四大(*Element*)と呼ぶ—には固有の境界が存在しない。自然は明確な境界を有する個々のモノから成っているわけではないのである。となると、専有が可能となるためには、本来は境界をもたない自然を、明確な境界をもつ個々のモノから成る世界へと仕立てあげること—個別化—が必要になる。

「類と四大的なもの(das Elementarische)は、そのものとしては人格的個別性の対象ではない。そのような対象となって獲得されうるためには、それはまず、個別化されねばならない（一呼吸の空気、一口の水）。外面的な類そのものや四大的なものを占有することの不可能性について、外面的・物理的不可能性を究極のものに見なしてはならない。そうではなく、意志としての人格が自分を個別性として規定しており、人格として同時に直接的個別性であるということ、これによってまた、人格は、そのような直接的個別性として、外面的なものに対して、個別性に対するものとして振る舞うということ、これらが究極的なのである。」 (§52, *Anm.*)

本来は境界をもたない自然に境界を与え個別化すること—その可能性の根拠を自然の側に求めてはならない。可能性の根拠はあくまでも所有主体たる人格の側にあり、人格の個別性が境界なき自然を個別化することの根拠となる。人格は個別的に、すなわち個人として存在していて、その人格が物件を排他的に支配するのであるから、支配される物件の側もまた、その排他的に対応して個別的でなくてはならない。要するに、一つの物件には一個人の所有権しか存在できない（一物一権主義）。「人格的意志としての、したがって個別者の意志としての私の意志は、所有において、私にとって客観的となるのだから、所有は私的所有という性格を得る」 (§46) というヘーゲルの発言は、このことの表明である。

所有は本性上、私的所有である。それゆえヘーゲルは、共同所有を、所有の本性にしたがって、やがては私的所有へと解消されるべき所有形態—「その本性にしたがって個別化されて占有されうる」もの、「即自的に解消されうる」もの—と見なす (§46)。共同所有は所有の私的本性に反しており、かつ、個人の自由意志は私的所有においてこそ現実化されるべきであるのだから、私的所有の禁止や共同所有は、個人の自由を損なう悪しき所有形態だとヘーゲルは言うのである。それゆえ彼は、国家の守護者に私的所有を認めないプラトンの構想を「人格に対する不法」と評し、また、信仰と友愛によって結ばれた宗教集団内での財産の共有と私的所有の禁止を「精神と法の自由な本性を見誤っている」と非難する (§46, *Anm.*)。これらの非難は、強制的な共有制に対してであれば妥当であろう。しかし、私有の禁止や共有を旨とする職務や集団に個人が自発的に加わることまでも非難するのは行き過ぎであろう³。

第2節 自然認識における個別化・個体化

ところで、先に触れた所有における二つのこと、すなわち、それが自然の個体化という契機を含んでおり、そして、その個体化の原理が対象の側ではなく主体の側にあるということは、必ずしも所有という営為に固有のことではないだろう。これら二つのことは、自然認識においても同様に見出される。ここで本論の主題である所有論からやや脇道に逸れ、自然認識の場面での個別化・個体化について、またそれとの関連で、物質の最小構成単位の探究の営為について、『歴史哲学講義』での物質に関する論述を参照しつつ考察を試みることにしたい。これによって、所有における個体化の基礎には自然認識における個体化が存することが明らかになるだろう。

ヘーゲルは『歴史哲学講義』の序論のなかで、精神に関する簡潔な説明を与えている。その際彼は、精神はその反対物である物質と対比させることでよりよく認識されるとして、物質（と精神）に関して以下のように述べている。

「物質(Materie)は本質的に合成されており、それは互いにばらばらな要素から成っている。物質はその統一を求めており、それゆえ自分自身を廃棄することを求めている。自分の反対物を求めているのである。物質が統一を達成したならば、それはもはや物質ではなく、物質は滅亡するだろう。物質は観念性に従って滅びる。というのも、統一においてそれは観念的となるからである。反対に精神(Geist)は、まさに自分のうちに中心点をもつものである。精神は自分の外に統一をもつのではなく、統一をすでに見出している。つまり、精神は自分自身のうちにあり、自分自身のもとにあるのである。物質はその実体を自分の外にもち、精神は自分自身のもとにある存在である。」(PG, p. 30)

物質は本質的にばらばらな要素であり、それらの要素が合成され統一されたものである。精神においては、精神自身が統一を与えるのだが、物質はそうではない。物質はそれ自身のうちに統一の原理をもたず、統一は常に外部から与えられる。物質にとっての外部とは精神に他ならない、それゆえ、物質における統一原理は、常に精神のなかに観念として存在する。したがって物質は、統一において滅び、観念となる。

具体例を挙げよう。塩化ナトリウムという物質は、塩化物イオンとナトリウムイオンがイオン結合した合成物であり、塩化ナトリウムを電気分解することで、構成要素である塩素とナトリウムを取り出すことができる。化学的正確性を犠牲にして平たく言うならば、塩化ナトリウムは塩素とナトリウムの電氣的合成物である。ヘーゲルの表現に即して言えば、それは塩素とナトリウムという互いにばらばらな要素の合成物であり統一である。この統一において、塩素もナトリウムも物質として滅亡する。つまり、塩化ナトリウムへの統一において、塩素とナトリウムは共に固有の物性を失うのである。そして、その統一の原理（イオン結合）は統一体である塩化ナトリウムの側には存しない。その統一原理は塩化ナトリウムに固有のものではなく、塩化ナトリウムを塩素とナトリウムの電氣的合成物として理解し、その理解に基づいて、塩化ナトリウムを塩素とナトリウムから合成したり、あるいは反対に、塩素とナトリウムへと分解したりする者の側に、つまりその者の精神のなかに、観念として存在するのである。それゆえ物質の統一は観念なのであり、そうであるがゆえに統一において物質は滅びるのである。このように、所有の場面だけでなく、化学における物質理解の場面においても、個体化の原理は、対象の側ではなく、常に精神の側にこそ存するのである。

ところで、物質世界の究極の構成要素の探究は、イオニア自然哲学以来の人類の関心事である。そして現代では、その探究は素粒子物理学によって担われている。物質は分子から成り、分子は原子から成り、原子は電子と原子核から成り、原子核は陽子と中性子からなり、陽子と中性子はクォークから成るというように、物質の最小構成単位の探究がこれまで重ねられてきた。その最先端の研究は、巨大な素粒子加速器が発生する巨大なエネルギーによって素粒子同士を衝突させ、破壊することを手法としている。これは、巨大なエネルギーによって物質を「壊す」ことで、その構成要素を発見しようという試みである。しかし見方を変えるならば、これは、巨大なエネルギーによってそのような構成要素を「作る」試みとも言えるのではないだろうか。もしこのような見方が可能であるならば、物質の最小構成単位の探究には終わりが無いように思われる。というのも、壊すことには、もうこれ以上壊しようがないという限界があると思われるのに対し（素粒子の破壊という手法の採用は、この破壊の限界に対する直観に動機付けられているに違いない）、作ること

にはそれに相当する限界がないと思われるからである。だが、塩化ナトリウムの例で見たように、壊すことの可能性も作ることの可能性も、共通の統一原理ないし個体化原理によって与えられる。だとするならば、両者における可能性の限界に違いはないであろう。というのも、ある対象を作られたもの（合成ないし統一）と理解することがひとたび可能となるならば、その作られたものを壊すことも、理解の上では同様に可能となるからである。そして、その理解は常に観念として精神のうちにある⁴。

精神は、その個別性の原理、統一の原理を自分自身のうちにもっており、自分は自分であるという自己意識によって、その同一性を保っている。物質はそれに対し、個別性の原理、統一の原理、同一性を精神に依存している。そしてヘーゲルが「占有獲得は物件の質料(Materie)を私の所有にする、というのも、質料それ自体は物件に固有のものではないからである」と言うとき (§52)、彼は、精神が所有する側で物質が所有される側であることの原因を、この依存関係に基づけている。

ある物件、たとえば一袋の塩を私が専有したとき、所有者である私は、自分の意のままに、その塩をスープの材料として溶かすこともできれば、理科実験の材料として電気分解することもできる。いずれの場合にも、その物件の質料（塩化ナトリウム）は、所有者である私の意のままに消滅する⁵。つまり、一袋の塩という所有物において、その質料は物件に固有なのではなく、所有者の意志に依存するのであり、所有されるとは、そのように物件の質料が所有者の意のままであることを言う。このように、物件の所有とは、その物件の質料の所有である。それゆえ、私が畑を占有取得し、その畑を耕したならば、私とその労働によって所有するのは（労働の果実である農作物だけでなく）その畑の質料である土地そのものであるとヘーゲルは言う (§52, Zusatz)。

自然は固有の境界をもたない。それゆえ人格が所有を求めて自然へと向かうとき、人格は自然に境界を与え、排他的支配を可能とする物件へと仕立てあげねばならない。その際、所有可能性の条件である物件の個体化の原理は所有主体たる人格の側に存する。その物件の個体化原理は、物質の科学的理解に依拠しており、その理解は、一個の塩化ナトリウムは一個の塩素と一個のナトリウムから成る合成物であるといった統一の原理、個別化の原理を含んでいる。このことは、一個のリンゴなどとは違って直観に基づいて個体化することができない物件—たとえば商品としての一定量の電気—を思い浮かべるならば、直ちに納得されるであろう。一定量の電気を物件として排他的に支配・管理する可能性は、電気という質料に対する理解に依存している。ヘーゲルにおいて「客観的存在は思考に依存しているという観念論の原理は、いまや諸物の所有可能性の基礎と理解される」のである (Marcuse [1955], p. 191)。

第3章 占有取得

所有は物件に意志を置き入れることである。無論それは、単にある物件を自分のものだと思っただけでは成立しない。占有取得によってその意志が他者から知覚されることが必要である (§51)。占有取得の最も原始的な形態は、文字通りに「捉える」こと、すなわち身体的獲得である。

「身体的獲得は、感性的側面にしたがうならば、最も完全な方法である。というのも、この占有において、私は直接に現在のであって、それによって私の意志も同じくらい見て取れるからである。しかしそれは、総じて単に主観的で一時的で、範囲に関して、そしてまた、対象の質的本性によっても、きわめて制限されている。」 (§55)

雑木林でクリの実を拾うなどの身体的獲得は、直接的かつ現在の「意志の置き入れ」としては最も見て取りやすい。しかし、そのようにして掴み取れるものは量的にも質的にも限られている。また、掴み取ったものを手放してしまうならば、それは所有の放棄と見なされるであろうから、身体的獲得は一時的であるにすぎない。よってこれは、未だ本来の意味での所有とは言い難い。所有は一時的ではなく永続的でなくてはならない。その永続性は次の「形づくり」によって与えられる。

「何かが私のものであるという規定は、形づくりをつうじて、ひとつの独自に存立する外面性を獲得し、その規定は、この空間とこの時間における私の現在に制限されることや、私の知と意志の現在に制限されることがなくなる。」 (§56)

私が飲用のために川から水瓶に水を汲むことは、形づくりの一例である。私以外の人びとは、私とその水瓶の傍らにいないとしても、私の許可なしにその水瓶の水に手をつけようとはしないだろう。その水瓶の水は、私から離れても、私のものであり続ける。「意志を置き入れる」というヘーゲル本来の意味での所有、あるいは通常の意味での所有は、この形づくりにおいて成就される⁶。土地の耕作をはじめ、自然物を対象とするほとんど全ての労働は、この形づくりに含まれる。ゆえにヘーゲルの言う形づくりは、労働と同義であると言ってよい。だが、所有が「意志の置き入れ」によって成立するのであれば、それは単に標識を付するだけでも可能であるように思われる。

「それだけでは現実的ではないが、しかし私の意志を単に表示するだけの占有取得が、物件に付す標識である。その意味とは、私は自分の意志をその物件へと置き入れたというものである。この占有取得は、対象の範囲においても意味においても、非常に無規定的である。」 (§58)

「意志の置き入れ」の最も純化された形態は、専有対象に意志を置き入れたことを示す標識を付すことであろう。純粹という点では、標識の付与は「最も完全な」占有取得の方法である (§58, Zusatz)。しかし標識の付与においては、その意味と占有取得の範囲が不明確であるとヘーゲルは指摘する⁷。これは、かつてノージックがロックの「労働の混合」に向けた著名な批判と同趣旨の指摘である⁸。だが、それ以上に問題なのは、単に標識を置くだけで対象を所有できるとする安易さである。たしかにヘーゲルは、占有取得の方法のひとつに標識の付与を挙げてはいるのだが、しかしこれは所有の本義に適合しない方法である。

ここで<自由意志は所有において現実化される>というヘーゲル所有論の第一テーゼに立ち戻ろう。自由意志が自らのうちに留まっているかぎり、それは無内容で空虚である。よって自由意志は外界において所有として現実化されねばならない。というのも、所有とは対象を意のままにすることだからである。しかし、すでに註5で述べたように、その場

合の「意のまま」とは、あくまで対象の全面的・排他的支配権を意味するのであって、所有対象の質料が所有者の意志に何の抵抗も示さないという意味ではない。むしろ「質料は私に抵抗する」のであり、質料とはそのような抵抗に他ならない。そしてこの抵抗は、労働において苦痛として感じられる。もし仮に、質料が何の抵抗も示さず、それゆえ、意志が外界においてたちどころに現実化してしまうのであれば、意志の移ろいに従って、外界の事物もまた移ろいゆくこととなる。それは自由意志とその外界での現実化の区別の消失であり、それゆえにまた所有の意義の消滅でもある。未だ外界を知らず、もっぱら自分自身にのみ関係し、それゆえに移ろいやすい自由意志—それは未だ単なる恣意(*Willkür*)にすぎない—が、質料の抵抗を克服しつつ外界へと自らを現実化し、ひとつの意志(*Will*)へと成りゆくことにこそ所有の意義があるとすれば、形づくりとしての労働こそが、その意義に適った占有取得の方法であり、質料の抵抗を経ることのない単なる標識の付与は、所有の意義を閑却する占有取得の方法だと言わざるをえない⁹。ヘーゲル自身にしても、標識の付与を「それだけでは現実的ではない」と評しているのだから、それを所有の意義に適った十全な占有取得とは考えていないであろう。

形づくりとしての労働こそ所有の意義に適った占有取得の方法であるということは、ヘーゲルが『精神現象学』のなかで労働の意義について述べている箇所を参照することによっても示しうるであろう¹⁰。著名な「主人と奴隷の弁証法」の議論のなかで、ヘーゲルはまず、欲求としての意識が持続性を欠くことについて以下のように述べる。

「欲求は自らに対象の純粋な否定を有しており、それによって純粋な自負心を保っている。しかしこの満足感¹はそれゆえにこそ単なる消失でしかない。というのも、その満足感には対象的な側面ないしは持続²が欠けているからである。」(*PhG*, p. 135)

ここでの〈純粋な自負心を抱きつつも、しかし対象性を欠くがゆえに持続的でなく消えゆかざるをえない欲求〉は、本論の言う〈未だ外界を知らず、もっぱら自分自身にのみ関係し、それゆえに移ろいやすい自由意志〉に相当するであろう。しかし、この持続性なき欲求としての意識は、形づくりとしての労働をつうじて永続性を獲得することになる。

「これに対し、労働は阻止された欲求であり、食い止められた消失である。対象に対する否定的関係は、対象の形となり、ある永続的なものとなる。というのは、まさに労働する者にとってこそ、対象は自立性であるからである。…それ[意識]は労働において自分から出て永続の領域に入る。それゆえ意識はこれにより、自分自身としての自立的存在を直観するようになる。」(*ibid.*)

持続性なき欲求としての意識は、形づくりとしての労働を経ることで、その労働対象に形をとどめることとなる。これにより、消失は食い止められ、意識は永続性を獲得する。移ろいやすい恣意としての自由意志が、労働を介して、自らを永続性ある自由意志として確立するのである。自由意志の外界における現実化は、このような労働によってこそ果たされるべきであろう。労働こそが所有の意義に適った占有取得の方法であるということが『精神現象学』の論述からも確認されうる。

第4章 身体所有

第1節 身体所有とその矛盾

私は私の身体であり、かつ、私は私の身体を所有する一存在と所有が交錯する場が身体である。それゆえ身体は、哲学的所有論にとって鬼門とも言うべき問題である。本論は最後にヘーゲルの身体所有論を検討する。ヘーゲルが身体所有を認めていること、そしてそれを認めるのは矛盾であることを最初に確認しておこう。

「人格として私自身は直接的な個別者である。このことをさらに規定するならば、それは第一に、私はこの有機的身体において生きていて、その有機的身体は、内容にしたがうならば、私の普遍的で分離されない外的な現存在であり、全てのさらに規定された現存在の現実の可能性である。しかし、人格として私は、同時に、私の生命と身体をも、他の物件と同様に、ただそれが私の意志であるかぎりにおいてのみ、もつのである。」 (§47)

人格としての私の個別性は、私がこの一個の身体において生きていることに由来する。私が一個の身体であるということは、私にとって一切の可能性の条件である（当然、所有の可能性の条件でもある）。しかし私は、同時にその身体的所有者でもある。そして、その所有は「他の物件と同様に、ただそれが私の意志であるかぎりにおいてのみ」、すなわち「意志の置き入れ」によってのみ成し遂げられる。ヘーゲルはこう述べた後、身体所有が「意志の置き入れ」によることの証左として、「動物は自分自身を不具にすることや殺すことができないが、人間はできる」 (§47, *Anm.*) ということを挙げる。このように、ヘーゲルが身体所有を認めていることは明白である。

しかしライアンは、本人の明言にもかかわらず、ヘーゲルは身体所有を認めていないと解釈する (Ryan [1984], p. 125, 129)。その根拠は私と私の身体の分離不可能性である。ヘーゲル自身、上の§47で、私の身体は私から「分離されない」と述べている。所有物は放棄や譲渡が可能なものなのだから¹¹、所有対象は分離可能なものにかぎられる。しかるに身体は分離不可能であるため、所有物として放棄や譲渡を語ることができない。仮に分離不可能な身体に所有を認めたならば、その所有の放棄（＝自殺）は所有主体の消滅を意味することになってしまうし、身体丸ごとの譲渡は意味をなさない。よって、放棄や譲渡を有意味に語りえない身体所有は否定されねばならない。身体所有の否定は身体分離不可能性を説くヘーゲル自身の発言から導かれる妥当な帰結である。身体分離不可能性を理由に身体所有を否定するのは一般論としても正しい。にもかかわらず、ヘーゲルが身体所有を認めているのは明白な事実である。分離不可能な身体に所有を認めるのは、ひとつの矛盾である。しかしその矛盾をヘーゲルは受け入れるのである。

第2節 すでに所有されている身体

ヘーゲルは身体所有を認めており、それは矛盾であると本論は解釈する。では、なぜヘーゲルは身体所有を説くのだろうか。一般にわれわれが身体所有を信じる原因は、私の身体は私のものであるという極めて強い直観的確信であろう。しかし、信念の原因は信

念の正当化根拠ではない。身体の所有の確信は身体の所有を正当化しない。身体の所有を説く最大の実践的理由ないし目的は、私に対する侵害行為の防止であろう。私の身体が私の所有物であるならば、私以外の者が私の許可なしに私の身体を使用したり売買したり傷つけたりすることは、所有者である私に対する侵害行為であり許されない。しかし、私に対するこれらの侵害行為を防止するのが目的であるならば、身体の所有という迂遠な方法を採用する必要はない。というのも、私と私の身体は分離不可能であるということから、私の身体に対する侵害は私に対する侵害であるということを通じて導きうるからである (§48, *Anm.*)。

では、ヘーゲルが身体の所有を説く理由は何であるのか。その理由は、精神の物質に対する優越にあると本論は考える。意志ある精神は意志なき物質に優越する。人格が「意志の置き入れ」によって物件を所有できることは（「絶対的専有権」）、この精神の優位の反映なのであった (§44, *Zusatz*)。所有においては、精神が主体であり物質が客体となるのであって、決してその逆にはならないのである。ゆえに、精神ないし人格である私が、物質である私の身体を所有するのであって、その逆とはならない。無論、私の身体は物質であるがゆえに所有可能であるということから、私の身体を所有すべきであるということが直ちに導かれるわけではない。

しかし、意志が外界を志向する精神作用であることに思いを致すならば、そこから身体の所有を導くことができるだろう。意志は外界において所有として現実化されねばならず、その現実化を見ない意志は無内容で空虚でしかないのであった。よって意志とは、外界を志向する精神の作用である。それは精神とは異なる外界を予想し、精神とは異なる外界をすでにうちに含んでいる。精神とは異なる外界とは、すなわち物質であり、物質とは抵抗であった。もし仮に物質の抵抗がないとしたならば、精神を内面とし、物質を外界とする二元論的構図は崩れ去り、外界の志向である意志も消え去ってしまうだろう¹²。よって、精神は意志の作用において物質から成る外界を志向しているとせざるをえない。そして、意志は外界をすでにうちに含んでいるというのは、意志はすでに自らを外界に置き入れていると言い変えることができよう。しかしそれは、意志はすでに何ものかを所有していると言うに等しい。そうであるならば、その「すでに所有しているもの」は所有の可能性の条件である身体であろう。こうして、身体の所有は、ヘーゲルにおける精神と意志の概念から導出可能であると本論は考える。

第3節 占有取得される身体

本論が前節で試みた身体所有の導出は、正確には、身体がすでに所有されていることの導出であった。しかしこれは、ヘーゲル自身の説くところではない。というのも、精神が身体をすでに所有しているのであれば、身体を占有取得する必要はないはずだが、ヘーゲル自身は、断固、身体は占有取得されねばならないと説いているからである。では、ヘーゲルが身体の占有取得を説くのはなぜか。それはおそらく、身体所有が承継取得に始まることはありえないのだから、その始まりは占有取得（＝一般には「原始取得」）でしかないという推論によるのであろう¹³。ヘーゲルは身体の占有取得を以下のように述べている。

「自分自身の身体と精神の鍛練(Ausbilden)によって、あるいは本質的には、自分の意識が自分を自由なものと捉える(fassen)ことによって始めて、彼[人間]は自分を占有取得し、自分自身にとっても他の人びとにとっても所有物となるのである」 (§57)。

ここでは、精神による身体の占有取得ではなく、身体と精神の双方から成る一個の人間による彼自身の占有取得（自己所有）が説かれているのだが、これには精神による身体の占有取得が含まれると解して問題ないであろう。というのも、ヘーゲルは§48で、上の§57への参照を促しつつ、身体は精神によって占有取得されねばならないと説いているからである。身体と精神の占有獲得においても、他の物件と同様に、形づくり *ausbilden* と獲得 *fassen* がその手段とされている。しかし、他の物件の占有取得とは違い、身体の占有取得は必ずしも他者から知覚可能でない。第3章冒頭で見たように、「意志の置き入れ」を他者から知覚可能にすることが占有取得の要諦であるのが (§51)、身体の占有取得はその要諦を必ずしも満たさない。この不十全性ゆえに、形づくりや獲得による身体の占有取得は、ひとつの比喩に成り下がっている。

本論は「すでに所有されている身体」を説き、ヘーゲルは「占有取得される身体」を説く。どちらにせよ、身体が所有の可能性の条件であることに違いはない。しかしそもそも、所有の可能性条件自体が所有される必要はない。というのも、身体所有権がなくとも、身体使用権さえあれば、身体は利用可能であり、その利用をつうじて自然に働きかけ、所有を獲得することが可能だからである。それに加えて、所有の可能性条件自体の所有を主張することには無限後退の恐れがある。にもかかわらず、ヘーゲルはやはり、間違いなく身体の所有を説いているのである。私と私の身体は分離不可能であると説きつつ、同時に身体の所有を説くことは、すでに述べたように、ひとつの矛盾である。ヘーゲルがこの矛盾に気づかなかったとは到底考えられない。ではなぜヘーゲルは、矛盾を承知であえて身体の所有を説いたのだろうか。結局のところ、それはやはり、私の身体は私のものであるという直観的確信によるのであろうと本論は考える¹⁴。

結語

意志ある精神は、その意志あることの優位性ゆえに、意志なき物件を所有しようとヘーゲルは言う。この絶対的専有権の主張の背後にあるのは物質と精神の二元論である。しかし、物心二元論に立脚した彼の所有論は身体所有を主張することで破綻する。この破綻は、実は上の§57の記述に垣間見えていた。§48での精神による身体の所有の主張を引き継ぐこの箇所では、精神だけでなく身体もその概念のうちに含む「人間」(der Mensch)を主語とする自己所有が説かれるのだが、これは決して偶然ではないだろう。ヘーゲルは精神を主体に配し物質を客体に配する自らの二元論的所有論の限界を自覚しており、その自覚ゆえに、身体の所有主体性をも含意する人間の自己所有を説かざるをえなかったように思われる。身体はヘーゲルの所有論にとっても、やはり鬼門であったと言うべきであろう¹⁵。

【参考文献】（本文中で言及した文献のみ記載した。なお、引用箇所の[]内は、著者による補足である。）

ヘーゲルの著作

参照・引用は以下のテキストに依る。『法哲学』の参照・引用箇所は節番号にて指示する。節番号の後の *Anm.* は「註」を、*Zusatz* は「補遺」をそれぞれ意味する。『歴史哲学講義』と『精神現象学』の参照・引用箇所は、それぞれの略記号 *PG* および *PhG* の後に頁数にて指示する。引用箇所の邦訳は著者によるものだが、既出版の邦訳を適宜参考にした。

『法哲学』 : *Grundlinien der Philosophie des Rechts* (Werke in 20 Bänden, Bd. 7, Suhrkamp)

『歴史哲学講義』 : *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte* (Werke in 20 Bänden, Bd. 12, Suhrkamp)

『精神現象学』 : *Phänomenologie des Geistes* (Philosophische Bibliothek, Bd.414, Felix Meiner)

その他の文献

Brooks, T. [2007], *Hegel's political philosophy*, Edinburgh U. P.

Knowles, D. [2002], *Hegel and the Philosophy of Right*, Routledge.

Marcuse, H. [1955], *Reason and Revolution* (2nd edn.), Routledge.

Nozick, R. [1974], *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books.

Ryan, A. [1984], *Property and Political Philosophy*, Blackwell.

Stace, W. T. [1955], *The Philosophy of Hegel*, Dover Publications.

Waldron, J. [1988], *The Right to Private Property*, Oxford U. P.

永井均 [1986] 『私のメタフィジックス』 勁草書房。

【註】

¹ ここで、若干の用語説明を与えておきたい。「専有」(*Zueinigung*)とは「自分のものとする事」であり、所有論の文脈では「所有の獲得」の意味で用いられる。これと似た語である「占有」(*Besitz*)は、「物の現実の支配」を意味しており、占有は所有の獲得＝専有のひとつの手段である (§45)。ちなみに「所有」(*Eigentum*)は「所有物・所有権」を意味する。

² 「専有するとは、つまるところ、それによって私の意志の物件に対する高さを明示することである」 (§44, *Zusatz*)。

³ ノールズも本論と同じくヘーゲルによる共有の否定を批判する。ノールズ曰く、ヘーゲルによる共有の否定は「奇妙で時代錯誤的」である。私有と共有が共存する体制は「完璧に理に適っている」のだから「彼がそれ[共有の否定]を主張すべき理由は全くない」 (Knowles [2002], p. 123)。

個人が共有を旨とする集団を自発的に形成したり、そこに自発的に加入したりすることには、何の非難すべき点もないはずである。ゆえにヘーゲルの非難は不当である。だが、共有を旨とする自発的集団においても、各成員が財産を消費・使用する際には、その対象を排他的に支配する必要がある。好意的に解釈するならば、ヘーゲルはそこを捉えて、所有の本性は私的であり、共有は私有へと解消されると言っているのかもしれない (Stace [1955], p. 384)。しかし、非-排他的・共同的に使用できる財産は多数あるのだから、この解釈の下でも、ヘーゲルに対する批判の余地がなくなるわけではない。

⁴ 物質は本質的に合成物であり、その合成と統一の原理は物質自体の側ではなく、それを合成物ないし統一体と理解する精神の側にあるというのがヘーゲルの理解であるとした場合、素粒子物理学における物質の最小構成単位の探究は、探究者の側に物質を合成体として理解する可能性が存するかぎり一今のところ物質の最小構成単位と考えられて

いるクォークについても、それを合成体と理解する仮説が今後提唱される可能性があるだろう—、終わりを迎えることはないのではないか、というのが本論の洞察である。しかしこれは、そのような理論的可能性を探究者が見出すならば、その理論のとおりにならざる最小構成単位が実際にも観測されるであろうという主張では無論ない。これはあくまでも、ヘーゲルの物質論から導きうるであろう、ひとつの洞察の提示でしかない。

⁵ 所有者は所有対象を全面的・排他的に支配できるというのが、ここでの「意のままに」の意味である。所有対象の質料は所有者の意志に何の抵抗も示さないという意味ではない。むしろ「質料は私に抵抗する」 (§52, *Anm.*) のであり、質料とはそのような抵抗に他ならない。物質を意のままにしようとするとき—たとえば荒地を開墾して畑に変えようとするとき—、物質は私に抵抗し、その抵抗は私に労苦を強いる。

⁶ 「形づくりは、それが主観的なものと客観的なものを統合しているという点で、理念に最も適合した占有取得である。」 (§56, *Anm.*)

⁷ ヘーゲルが著者保存本に記した手書きメモには、意味が曖昧で不確定な標識の例として、陸地全体の占有取得を示す目印を海岸に置くことが挙げられている。

⁸ 人は無主物に労働を混合することでそれを自らの所有物とすると説くロックに対し、ノージックは「労働が混合される対象についての境界は何であるのか、もし私人としての宇宙飛行士が火星のある場所を整地すれば、彼が労働を混合した（その結果それを所有するに至る）のは惑星全体なのか、住人のいない宇宙全体なのか、それとも特定の小地面のみなのか」と、なかば揶揄するような批判を与えている (Nozick [1974], pp.174-5.)。

⁹ ブルックスは「自由意志が恣意的でなく自由に意志しうるのはいかにしてか」という問いこそが『法哲学』の最重要課題であると理解する (Brooks [2007], p. 29-30 *et al.*)。本論はこのブルックスの理解を踏襲するものである。その上で本論は、ヘーゲルの所有論を、未だ単なる恣意でしかない自由意志が自らを外界へと現実化することでその恣意性から脱する過程を描いたものと理解する。

¹⁰ 以下の論述は、Waldron [1988], pp. 371-2 に負う。

¹¹ ヘーゲルは、所有の放棄を論じる §65 で、譲渡可能性を所有のメルクマールとしている。

¹² 永井は「脳の神経パルスと四肢の筋肉が特殊な器具で接続された人間」を想像し、その様子を次のように描写する。

「彼の意志はその器具によって即座に筋肉に伝えられるため、彼が手を上げようとするればその瞬間に彼の手は上がる。脚を伸ばそうとすれば彼の脚はすぐに伸びる。しかし彼は自分の意志(?)で手を上げることや脚を伸ばすことができない。彼の意志はすぐさま実現されるために少しも発揮されることがないと言えよう。」 (永井 [1986], 25 頁)

この描写は、物質の抵抗がないために意志がちどころに実現してしまうことの、ひとつのイラストレーションである。そこでは意志がすぐさま実現するので、意志は「発揮されることがない」と永井は言うのだが、これを「意志することができない」と言い換えてもよいであろう。意志は精神の作用なのだから、意志が発揮されないことや意志することができないことは、意志が消え去ってしまうことと同義であろう。

¹³ 余談だが、もしヘーゲルが身体の承継取得の可能性を否定しているとするれば、「身体髪膚これを父母に受く」の教えはヘーゲルとは相容れないことになるだろう。

¹⁴ ヘーゲルをこの矛盾から救うために、所有論の文脈でのヘーゲルの身体は、生来の身体ではなく、生来の身体に鍛練を加えた身体を意味していると食い下がることも可能であろう。しかし、この可能性の検討は次の機会に委ねることとしたい。

¹⁵ 本稿は RISTEX 研究開発プロジェクト「自律機械と市民をつなぐ責任概念の策定」による研究成果の一部である。

(2018年9月25日受理)